

第49号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
処 分 庁 文京区教育委員会

審査請求人が令和8年2月16日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和8年2月2日付け2025文教教総第2358号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（令和7年度第15号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

- 1 令和8年1月23日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名又は内容として、「文京区と国際バカロレア機構の相互協力及びそれに基づく教員研修事業に関する区側とスマイルバトン側のやり取りの記録やメール等の連絡等の記録一式（※期間は文京区と国際バカロレア機構の相互協力の話が持ち上がってから現在まで。延長や照会等はメールで。基本的に紙を希望するが、文書が大量の場合は事前に要相談）」と記載した行政情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和8年1月23日、処分庁は、本件公開請求に対し、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定による公開決定等の期限の延長を行った。

- 3 令和8年2月2日、処分庁は、本件公開請求に対し、「打ち合わせ記録」（以下「本件文書」という。）を対象行政情報として特定した上で、「担当者の氏名、法人の組織体制等に関する情報」については条例第7条第2号又は第3号に規定する非公開情報に該当するとして、条例第12条第1項の規定により、行政情報を一部公開とする本件処分を行った。
- 4 令和8年2月16日、審査請求人は、本件処分を取消し、改めて適法・適切・適正・正当な処分を求める本件審査請求を提起した。
- 5 令和8年3月12日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、スマイルボタンがNPO法人としての認証を得られる日程は、ウェブサイトで公開されている情報であるため、当該部分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取消し、同日、本件公開請求に対し、行政情報一部公開決定処分（令和8年3月12日付け2025文教教第2799号）を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次に掲げる理由等から、本件処分は違法・不当であるというものである。

- (1) このスマイルボタンなる法人は、国際バカロレア機構（IBO）から研修プログラムの提供を受ける資格（権利）がなく、「随意契約業者登録」をいったんはしたものの、取り消されており、随意契約にあたっての「業者指定理由」はなかった（あるいは虚偽であった）ことが判明している。したがって、黒塗りとして非公開にした「確認事項① スマイルボタン関係」の1と2のところの複数箇所は、たとえ「法人の内部管理に関する情報」であったとしても、「公にすることにより、今後の運営方針等が容易に推察できるようになることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められる」とは言えず、本件処分は違法・不当である。
- (2) 「確認事項① スマイルボタン関係」の項目建ての番号は全て文京区側担当者による質問であって、スマイルボタンの「随意契約業者登録」が取り消されたことから、意味を持つものではなくっており、公にすることにより、今後の運営方針等が容易に推察できるようになることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるとは言えず、本件処分は違法・不当である。
- (3) 文京区側が「IBOの研修プログラムはスマイルボタンからしか利用できないとの認識で良いか」と質したことに對し、「その認識でよい」と虚偽発言をしていることか

ら、「法人の内部管理に関する情報で」あったとしても保護する必要性に欠ける。

第3 理由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求は、法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができないものである。
- 2 これを本件についてみると、前記第1の5のとおり、令和8年3月12日、処分庁によって本件処分は、既に取消しがなされているものである。
- 3 したがって、本件審査請求は、既に取り消された処分の取消しを求めるものとなるため、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。